

第1432回 京都市教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和2年6月25日 木曜日
開会 10時00分 閉会 11時00分
- 2 場 所 京都市総合教育センター 第1研修室
- 3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 奥野 史子
委 員 星川 茂一
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫
委 員 野口 範子
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 議事の概要
 - (1) 開会
10時00分、教育長が開会を宣告。
 - (2) 前会議録の承認
第1431回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。
 - (3) 議事の概要
 - ア 議事
議案2件、報告2件
 - イ 非公開の承認
議案2件、報告2件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する事、訴訟及び不服申立手に関する事及び個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第3条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。
 - ウ 非公開の宣言
教育長から、議案2件、報告2件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

報第3号 教育の用に供するタブレット型コンピュータの買入れについて

(事務局説明 木下 担当課長)

本件については、新型コロナウイルス感染症対策としての学校のICT環境の整備の一環として、再度の休校に備えて、早期に整備する必要のあるタブレット型コンピュータについて、緊急の随意契約により、買入れようとするものである。

なお、本件については、至急に対応を要することから、京都市教育委員会通則第14条の規定により、教育長専決によって市長に意見を申し出たうえで、本日の教育委員会会議において報告し、承認をお願いするものである。

調達の経過として、全国的に端末の需要が高まる中、本市では、第2波等による臨時休校を想定し、優先的に確保すべき台数等を検討するため、5月に小・中・総合支援学校の家庭を対象にインターネット環境と端末保有状況の調査を実施した。

また、6月5日には、文部科学省から通知された「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」で「令和2年8月までに、少なくとも小6・中3の児童生徒や経済的理由でICT環境を準備できない家庭に対してICT環境の整備を目指す」ことが示されている。

こうした状況を踏まえ、インターネット環境等が整わない家庭用にLTE・Wi-Fi対応モデルを1.5万台、また、小6及び中3向けにWi-Fi対応モデルを2万台調達する。

随意契約の理由については、これからご説明する各号によるものである。

- (1) 本市において、令和2年3月から同年5月までの間、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、市立学校を臨時に休校とした。その際、休校期間中における児童及び生徒の学習の機会を確保するため、本市が情報通信機器の貸出しを行い、全ての児童及び生徒がインターネットを活用し、相互に情報の発信及び受信のできる家庭学習を行うことができる環境（以下「インターネット学習環境」という。）を整備する必要があることが課題となった。
- (2) この間、国のGIGAスクール構想の下、本市においても小・中学校の児童生徒用として1人1台端末の実現に向けた取組を推進してきたところ、国において、同構想で調達する情報通信機器を、休校期間中の家庭学習等で活用するよう通知等がなされた。
- (3) 今後、同感染症のまん延を防止するため、再度、市立学校を休校としなければならない可能性がある。そこで、経済的理由等でICT環境を準備できない家庭や、卒業又は課程の修了を控えた小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒用として、インターネット学習環境を優先的に整備するため、タブレット型コンピュータを緊急に調達する必要がある。
- (4) 一方、本件のように多数の情報通信機器を調達する場合、全国的な情報通信機器の需要の増加を受けて、落札事業者の決定から納品までに約3箇月を要すると見込まれる。また、本件は特定調達契約に該当するため、競争入札に必要な手続を経た場合、原則40日間の公告及び3日間の入札期間を経る必要があることから、落札事業者の決定は令和2年8月以降となり、納期は、同年11月以降とせざるを得ない。加えて、今後の需要の増加によっては、更に納品までに時間を要する可能性があるため、競争入札を行うこととした場合、再度の休校までに、インターネット学習環境の整備を完了することができなくなるおそれがある。
- (5) そこで、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第5号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）の規定を適用し、(3)(4)に掲げる理由により、買入れ金額1,288,837,000円で、Sky株式会社と随意契約

を締結しようとするものである。

(委員からの主な意見)

【星川委員】 先行調達する 3.5 万台のうち、小6と中3に配備する2万台は平時でも活用されると思うが、臨時休業等の緊急時にインターネット環境等がない家庭に貸与することを想定している1.5万台については、緊急時以外はどのように活用するのか。

【事務局】 1.5万台については、各校の状況に応じて整備することとしているが、小6と中3以外にもう1学年分程度の台数。各校の校内ネットワーク整備の進捗も踏まえて、緊急時以外でも他学年の学習に活用していただく。今年度末には全ての子どもに1人1台端末を整備する予定であり、次年度以降に向けた試行研究としても積極的な活用を促したい。

【奥野委員】 PC端末の故障や紛失の際にはどのように対応するのか。保険などに加入しなくてよいのか。

【事務局】 1年間はメーカー保証があるため、通常使用の範囲内での故障については無償修理対応となる。また、7月補正において予備端末を確保する予算を計上しており、故障等の際には予備端末を代替機として速やかに配備して対応することとしている。

(議決)

教育長が、報第3号 教育の用に供するタブレット型コンピュータの買い入れについて、各委員「異議なし」を確認、議決。

報第4号 教育に関する事務に係る令和2年度京都市一般会計補正予算について

(事務局説明 福知 総務課長)

この度の補正予算については、まず増額補正として、学校再開に当たって必要となる人的・物的体制の整備、GIGA スクール構想の更なる推進、その他諸般の環境整備を行うための経費50億円余りを計上するとともに、新型コロナウイルスの影響でやむなく中止又は延期を決定した事業に係る減額補正として3億3,800万円を計上している。

なお、本件については、政府の第二次補正予算を活用して至急に対応を要することから、京都市教育委員会通則第14条の規定により、教育長専決によって市長に意見を申し出たうえで、本日の教育委員会会議において報告し、承認をお願いするものである。

まず「1 学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備」については、臨時休業による学習の遅れを取り戻すとともに、児童生徒一人一人の学習の定着度に応じたきめ細かな支援を行うため、政府の第二次補正予算による文部科学省補助を活用し、学習指導員等を、学校・幼稚園の規模に応じて2～3名追加で配置しようとするものである。さらに、感染症対策等で増加する教職員の負担を軽減する校務支援員について、当初予算で110校程度に配置しているところであるが、残る150校程度にも追加配置しようとするものである。また、既に4月から任用している非常勤講師及び校務支援員について、長期休業期間の短縮に伴って任用期間の延長を行うための経費についても計上している。

次に、「2 学校・園の感染症予防対策をはじめ関連する学習環境整備」については、政府の第二次補正予算で新たに創設された文部科学省補助を活用し、各学校・幼稚園で感染症予防対策をはじめ関連する学習環境整備について、学校・幼稚園の状況及び規模に応じて、校長・園長の判断で迅速かつ柔軟に必要な物品等を調達するための予算を確保

しようとするものである。積算内訳については、国の補助メニューとして、幼稚園では1園50万円、小・中学校では1校200万円から400万円、高校・総合支援学校では1校300万円から500万円が国から配当されることとなっている。

次に「3 GIGAスクール構想の早期実現」について、5月補正に続いて計上している。

まず「一部端末の先行調達に関連する経費」についてご説明する。既に5月補正において小・中学校全児童生徒数の3分の2にあたる約6万台の端末整備分の予算を議決いただき、そのうち、インターネット環境がない、PC端末がない、といった家庭に対して臨時休業等の緊急時に貸与することを想定して整備する端末1.5万台と、小学校6年生・中学校3年生へ優先して配備することを想定して整備する端末2万台、合わせて3.5万台について先行調達を行っているところであるが、これに伴って必要となる様々な環境整備を行おうとするものである。具体的には、①端末の初期設定等を行うGIGAスクールサポーターの配置、②家庭への端末貸与を想定したLTE対応端末で使用するSIMカードの購入、③有害サイトへのアクセス制限等のフィルタリング対策、④ネットワーク環境がない家庭に端末を貸与する際の通信費の公費負担の4点である。

次に「児童生徒1人1台端末の実現及び今後の活用に必要となる経費」についてご説明する。今回、政府の第二次補正予算により地方創生臨時交付金が増額措置されることを踏まえ、5月補正に計上しなかった児童生徒用の残る3分の1分の約3万台及び「教員用」と「予備の端末」合わせて約4.2万台分を整備するとともに、全体で合計10万台を超えるパソコン端末が円滑に本格稼働できるよう、必要となる環境整備を行おうとするもの。具体的には、①児童生徒用3万台及び教員用・予備1.2万台の端末整備、②端末の初期設定等を行うGIGAスクールサポーターの配置、③学校から外部インターネットに接続する回線の増強・分散化、④児童生徒用アカウントを作成・管理するシステムの構築、⑤遠隔学習でも活用可能な高精細な大型提示装置の全普通教室への整備の計5点である。

続いて、「4 家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備」については、再度の臨時休業が必要となった際、学校・幼稚園が作成した動画・教材コンテンツを各家庭向けに配信できるよう、既存の教職員向けサイトである「総合教材ポータルサイト」を全面リニューアルし、十分な動画配信量に対応した外部からもつながるサイトとして新たに構築しようとするものである。また、今回新たに整備するサイトの活用等を通して、オンラインでの教職員研修の実施や研修動画の積極的な配信、ICTを活用した各学校・園への指導助言を可能にし、ウィズコロナ時代の中でも、より効果的・効率的な教職員研修を実施していく。

次に「5 青少年科学センタープラネタリウムの感染症防止対策」については、機器更新や設備工事のために昨年12月から投影を休止しているプラネタリウムについて、この間、利用再開に向けた準備を進めているところだが、特にプラネタリウムは密閉性の高い空間であるとともに、空調機器の老朽化により換気と冷房を同時に十分に行うことが困難であることから、感染予防対策に万全を期すため、換気設備等を新たに整備しようとするものである。当初、プラネタリウムは7月中旬から利用を再開する予定であったが、今回の補正予算議決後、速やかに換気対策を行い、秋頃にリニューアルオープンを予定している。

最後に「6 令和2年度当初予算の見直し」として、3億3800万円の減額補正を計上している。以前に5月補正予算を審議いただいた際、小・中学校の茶道体験・華道体験の拡大見送りについて御報告したところであるが、御議決後、全市的に減額補正案件の5月市会への計上を見送ることとなり、更に抜本的に全事業について見直しを行ったうえで、まとめて7月市会に提案することとなった。以前に御報告した茶道体験・華道体験に係る減額も含め、今回の減額となっている。

(委員からの主な意見)

【笹岡委員】 SIMカードの購入数は1.5万台分だが、家庭での通信費の公費負担が約5千世帯分となっている理由は。

【事務局】 SIMカードの購入費は全額国庫補助があり、LTE対応端末の調達台数と合わせて1.5万台分を確保する。一方で、家庭に対して行ったアンケート調査によると、家庭にインターネット環境がない世帯は約6.8%、5千世帯程度であるため、通信契約としては必要最低限の5千世帯分として計上している。

【野口委員】 SIMカードの購入と通信契約は一体ではないのか。

【事務局】 SIMカードの購入と通信契約は別々に行うこととしており、現在、後年度負担も含めた通信事業者の様々な契約プランを比較検討しているところである。

【奥野委員】 通信費は、各家庭が一度負担し、後から公費で補助するのか。また、親も子ども家庭で通信機器を使用することが増え、家庭内のWi-Fiの中継ポイントを増やす必要が生じるなど、保護者の負担が生じている面もあるが、そのような場合に対する手立てはないか。

【事務局】 教育委員会で一括契約を行い、通信できる状態のSIMカードを挿した端末を家庭に貸与するため、家庭の負担は生じない。

今回は、再度の臨時休業などの緊急時を想定し、事前のアンケート調査に基づき、家庭内でのネットワーク環境がない約5千世帯に絞って計上させていただいている。1人1台端末の整備・活用が進む中で、家庭での通信費負担に対する国庫補助がないことは他自治体も共通の大きな課題であり、国に対して今後も十分な財政措置を求めてまいりたい。

【野口委員】 フィルタリングソフトの具体的な内容は。

【事務局】 ジャンルごとにアクセス制限をかけることができるソフトを想定しており、例えば、ジャンルに分類されるものは、すべて閲覧できなくするというものである。また、特定のYouTubeチャンネルのみ閲覧許可することも可能である。インターネットを介して教育委員会が全アカウントに一括で設定できる。

【奥野委員】 大型提示装置はどのように活用するのか。各教室に設置スペースはあるのか。

【事務局】 今回導入する大型提示装置は、40人を画面に映しても一人一人の表情が読み取れる程度に高精細なものとする予定であり、遠隔学習の際にも活用できる。なお、現在の電子黒板・大型テレビは特別教室には設置されていないため、新しい大型提示装置を優先的に普通教室で使用し、近く更新が必要であった既存の電子黒板・大型提示装置を特別教室に移設して対応する予定。

(議決)

教育長が、報第4号 教育に関する事務に係る令和2年度京都市一般会計補正予算について、各委員「異議なし」を確認、議決。

オ 報告事項

報告2件に係る会議録について、訴訟及び不服申立てに関する案件、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件のため、非公開。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

6月13日～ 校務支援員・学習指導員の募集開始

6月15日～ 学校園の通常再開（高校は8日～）

6月24日 教育福祉委員会

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時00分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長